

4月から 75歳以上の高齢者を対象とした

後期高齢者医療制度が始まります

老人保健制度から後期高齢者医療制度へ

現在、75歳（一定の障害の状態にある人は65歳）以上の人は、国民健康保険または被用者保険（社会保険、健康保険組合、共済組合など）に加入しながら老人保健制度により医療を受けていますが、4月1日からは、新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」の被保険者として医療を受けることになります。

被保険者になるのは？

次の①または②に該当するすべての人が被保険者となります。
ただし、生活保護を受けている世帯に属する人は除かれます。

- ① 75歳以上の人（平成20年4月1日以降に75歳になる人は誕生日から資格取得）
- ② 65歳から74歳までの人で、一定の障害の状態にあると認定を受けた人（認定日から資格取得）

※現在の老人保健制度において、一定の障害の状態にあると市から認定を受けている人は4月以降もそのまま後期高齢者医療制度の被保険者となります。ただし、制度に加入しない場合は、長門市の老人保健制度の担当窓口へ障害

認定の申請を撤回する届け出が必要になります。

保険証は？

被保険者となる人、一人ひとりに保険証（後期高齢者医療被保険者証）が交付されます。保険証は3月下旬までに配達記録郵便で自宅にお送りします。4月以降に医療を受ける場合は、必ず病院などの窓口にて提示してください。

保険料の負担は？

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。これまで保険料を負担していなかった被用者保険の被扶養者であった人にも、保険料を納めていただく

こととなります。

ただし、制度の被保険者になる前日に被用者保険（国民健康保険組合は除く）の被扶養者であった人については、激変緩和のため被保険者となつてからの2年間は保険料のうち所得割額は課されず、被保険者均等割額を5割軽減します。

さらに、平成20年度に限った特別措置として、4月から9月までは保険料を凍結し、10月から平成21年3月までは9割軽減することとなっています。

保険料の算定方法は？

保険料額は、所得に応じてご負担していただく所得割額と被保険者全員に等しく負担していただく被保険者均等割額の合計となっており、どんなに所得が高い人でも年額50万円が最高額になります。

保険料の軽減は？

所得の低い世帯の人については、被保険者均等割額が軽減されます。軽減割合は、同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額の合計額を基に判定します。

保険料の納付方法は？

保険料額が決定されると、被保険者一人ひとりに通知書が送付されます。

保険料は、原則として年金から自動的に支払うようになります。平成20年4月1日までに75歳になっている人については、平成20年4月支給分の年金から徴収を開始します。

ただし、年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える人、災害その他特別の事情により年金から自動支払いが著しく困難な人については、納付書や口座振替等により、個別に支払うようになります。

受けられる給付内容は？

被保険者が受ける療養の給付や各種費用の支給については、新たに設けられる高額介護合算療養費を除き、現行の老人保健制度および国民健康保険制度で受けているものと基本的には同じです。

医療機関の窓口での負担は？

被保険者が医療機関で受診したときは、かかった費用の1割（現役並み所得者は3割）を医療機関の窓口で支払っていただきます。

なお、窓口負担には月ごとの上限額が設けられていますが、この上限額についても老人保健制度と同じです。

※3割負担となる現役並み所得者に該当

葬祭費の支給は？

被保険者が死亡したときは、葬祭を行つた人の申請により、5万円が支給されます。

問い合わせ

長門市役所市民課 国保年金医療係
TEL 23-1129
山口県後期高齢者医療広域連合事務局
TEL 083-921-7110

保険料の算出例

例 1	被保険者82歳(世帯主) 公的年金等収入79万円の単身世帯		
	被保険者	所得割額	均等割額
	世帯主	0 円	14,181 円

算定内訳	
所得割額	年金収入額(79万円) が控除額(153万円) を下回るため0円
均等割額	被保険者の総所得金額で算定する(79万－15万円－120万円<0円) と、7割軽減により14,181円

例 2	夫80歳 公的年金等収入 201万円 妻77歳 公的年金等収入 79万円		
	被保険者	所得割額	均等割額
	夫(世帯主)	41,808 円	37,817 円
	妻	0 円	37,817 円

算定内訳	
所得割額	夫：{年金収入額(201万円)－控除額(153万円)}×0.0871=41,808円 妻：年金収入額(79万円) が控除額(153万円) を下回るため0円
均等割額	夫の所得(201万円－15万円－120万円=66万円) と、妻の所得(79万円－15万円－120万円<0円) を加えると66万円となり、当該世帯における2割軽減の基準額(33万円+35万円×2人=103万円) を下回るため2人とも37,817円

例 3	夫80歳 公的年金等収入 201万円 妻77歳 公的年金等収入 79万円 息子50歳(世帯主) 営業所得 100万円 息子の妻48歳 所得なしの4人世帯		
	被保険者	所得割額	均等割額
	夫	41,808 円	47,272 円
	妻	0 円	47,272 円

算定内訳	
所得割額	夫・妻：被保険者本人の基礎控除後の総所得金額で算定するため、例2と同じ額
均等割額	夫の所得(201万円－15万円－120万円=66万円) と、妻の所得(79万－15万円－120万円<0円) と、息子(世帯主)の所得100万円を加えると166万円となり、当該世帯における2割軽減の基準額(33万円+35万円×2人=103万円) を上回るため、2人とも47,272円

後期高齢者医療制度説明会

地 区	会 場	日 時
通	通公民館	3/16(日) 10:00~
仙 崎	仙崎公民館	3/20(祝) 10:00~
深 川	長門市物産観光センター	3/20(祝) 10:00~
渋木・真木	長門市農村婦人の家	3/16(日) 13:30~
俵 山	俵山公民館	3/20(祝) 13:30~
三 隅	宗頭文化センター	3/20(祝) 13:00~
	三隅保健センター	3/20(祝) 15:00~
日 置	日置農村環境改善センター	3/16(日) 10:00~
	黄波戸漁村センター	3/16(日) 13:00~
油 谷	向津具公民館	3/16(日) 10:00~
	宇津賀集落センター	3/16(日) 13:00~
	油谷中央公民館	3/16(日) 10:00~

保険料が軽減される基準と軽減割合

世帯の被保険者と世帯主の総所得金額の合計額が

33万円（基礎控除額）以下の場合	被保険者均等割額を 7割減額 14,181 円
33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数 以下の場合	被保険者均等割額を 5割減額 23,636 円
33万円+35万円×被保険者数 以下の場合	被保険者均等割額を 2割減額 37,817 円

※ 総所得金額とは、年金収入のみ(330万円以下)の被保険者の場合、年金収入額から高齢者特別控除額(15万円)と公的年金等控除額(120万円)を引いた金額

保険料の算出方法

① 所得割額	被保険者本人の 基礎控除後の総所得金額 × 0.0871 (所得割率)
--------	---

+

② 被保険者均等割額	47,272 円
------------	----------

▼

後期高齢者医療保険料 (①+②)

※ 基礎控除後の総所得金額とは、年金収入のみ(330万円以下)の被保険者の場合、年金収入額から基礎控除額(33万円)と公的年金等控除額(120万円)を引いた金額